

質問回答書

応募予定業者 殿

沖縄県土木建築部都市公園課長
(公 印 省 略)

下記の募集に対する質問について、下記のとおり回答します。

沖縄県国営沖縄記念公園内施設(首里城地区内施設) 及び県営首里城公園指定管理者募集

No.	質問	回答
1	該当箇所：募集要項 P 3 第 2-3-(2) 県営首里城公園 エ「管理センター及び首里杜館の増築・改修に伴う変更に対応すること」と記載がありますが、増改築にかかる経費及び工事期間中の収入補填は県が負担すると考えてよろしいでしょうか。	現時点において、利用料金の減収が伴う増改築は想定しておりませんが、募集要項第 7 に基づき対応します。
2	該当箇所：募集要項 P 5 第 4-3 首里城正殿等の行催事の実施について 「国営沖縄記念公園における行為の禁止等に関する取扱い要領の細則」は（平成21年10月5日）としているが、平成26年1月24日付けのものもあります。細則は（平成21年10月5日）を使用することで問題ないでしょうか。	改定前の細則を提示しておりました。行催事の実施にあたり従うべき細則は、「国営沖縄記念公園における行為の禁止等に関する取扱い要領の細則」（平成 26 年 1 月 24 日）ですので、修正します。 あわせて、首里城正殿等仕様書第 12 条<業務内容の細目> 2. (4)、第 22 条 1. 及び首里城正殿等要求水準書第 8 条 (4) も同様に修正します。
3	該当箇所：募集要項 P 7 第 4-5-(9) (9) 県営首里城公園が実施している自主事業に、「No5 本設店舗事業」が入っていますが、本設店舗とは本指定管理業務の範囲内に入っておらず県が管理している施設だと認識しています。本業務内の自主事業として提案する項目にはあたらないのではないのでしょうか。	現指定管理者においては、自主事業として実施しています。 なお、自主事業については、自己の責任と費用により行うことから、提案の有無については、申請者の判断になります。

<p>4</p>	<p>該当箇所：募集要項P11 第6-3-(1)-ウ</p> <p>ウ 剰余納付金に、「指定期間中における入場料金収入、県が支払う指定管理料及びその他収入の指定期間中の最終年度の年度末における合計額が、管理運営に係る経費及び第4-5に規定する自主事業に要する経費として指定管理者が負担した額の合計額を上回った場合は、その差額分を県に納付する。」とあり、申請様式4-16 収支計画書上もそのとおりの剰余納付金の算出方法となっています。</p> <p>一方で、第4-5 自主事業については、「指定管理者は、自己の責任と費用により、首里城正殿等及び県営首里城公園の利用促進、活性化及び公園の魅力向上に資する事業を自主事業として行うことができる。」とあります。指定管理事業が大きな収入が見込めない中、自主事業は調査研究や関連事業など収益を得づらいものと想定されますが、自主事業が赤字の提案は可能でしょうか。</p> <p>また、事業実施後、事業全体が赤字となる場合はどのように考えていますか。</p>	<p>自主事業が赤字の提案は可能ですが、実施にあたっては、事前に県の承認を得る必要があります。</p> <p>また、事業実施にあたり、募集要項第6-3-(1)-アに記載のとおり、指定管理者は首里城正殿等に係る入場料金収入、指定管理料及びその他収入をもって、首里城正殿等の管理運営に係る経費を賄うものとしており、自主事業については、募集要項第4-5に記載のとおり、指定管理者は自己の責任と費用により、実施いただく必要があります。</p>
<p>5</p>	<p>該当箇所：募集要項P13 第7 責任分担表：指定管理者と県との責任分担</p> <p>質問：</p> <p>「不可抗力 不可抗力による管理運営の中断、事業履行不能によって管理運営の継続に支障が見込まれる場合* ※管理運営の中断とは14 日以上連続で休館した場合を指す。事業履行不能とは、物的損害によって業務が継続出来なくなった場合を指す。」とありますが、新型コロナのような疫病や世界的な情勢不安等により沖縄県への入域が減少した場合の責任分担はどうなりますか、こちらに含まれますか。また、「14 日以上連続で休館した場合」の日数の根拠を教えてください。</p>	<p>疫病や騒乱等の不可抗力によって管理運営の中断、事業履行不能によって管理運営の継続に支障が見込まれる場合は協議の対象となります。</p> <p>また、連続休館の日数については、昨今のコロナウイルス感染症の対策として休館要請等が2週間単位で実施されていた事を考慮しての日数設定となっております。</p>

<p>6</p>	<p>該当箇所：募集要項P14 第8-1-(1)-キ (1) 応募資格の「キ 首里城正殿等仕様書第13条2の要件を満たす、総括責任者及び部門責任者を専任で配置できること」とありますが、「首里城正殿等」「県営首里城公園」をひとつとして総括責任者・部門責任者を配置することでよろしいでしょうか。 または、「首里城正殿等」「県営首里城公園」それぞれに責任者を配置しなければいけないのでしょうか。</p>	<p>「首里城正殿等」「県営首里城公園」をひとつとして総括責任者・部門責任者を配置することを想定しております。ただし、「首里城正殿等」「県営首里城公園」それぞれに総括責任者・部門責任者を配置いただくことも可能です。その際は、第3-7号様式、第3-8号様式を適宜追加して提出して下さい。</p>
<p>7</p>	<p>該当箇所：管理運営仕様書（首里城正殿等）P5 第6条-指定管理者と沖縄県の責任分担一覧 不可抗力の項目で「不可抗力による施設、設備、物品等の損傷に対する初期対応」は指定管理者が責任を負うと記載されていますが、初期対応の範囲や内容等を具体的に明示いただきたい。</p>	<p>様々なケースが想定されますので、具体的にお示しすることは出来ませんが、不可抗力による被害等が最小限に抑えられるよう対応していただくことと考えております。 例示すると、仮に台風等で施設の一部に破損等が発生した場合、管理運営の支障にならないような仮復旧や、破損等による清掃等の片付け等の対応となります。</p>
<p>8</p>	<p>該当箇所：管理運営仕様書（首里城正殿等）P1 第2条4）、P11 第12条 別添4 国営沖縄記念公園首里城地区の首里城正殿等の設置及び管理に関する実施協定書第9条 仕様書第2条4)にて「運営」とは国と県で締結される実施協定第7条1号（協定書上は第9条第2号）に定める業務とされていますが、仕様書第12条の運営業務では、「企画調査研究業務」が抜けており、自主事業となっています。企画調査研究事業は、指定管理事業として実施すべき業務ではないでしょうか。（自主事業は「行うことができる」事業であることから指定管理者の裁量で実施するかしないかを定めることができると理解しています。）</p>	<p>企画調査研究事業は、募集要項に記載のとおり自主事業として位置づけております。 なお、首里城正殿等仕様書第2条4)を以下のとおり修正します。 「<u>「運営」とは、本仕様書第12条<業務内容>（2）に定める業務をいう。</u>」 あわせて、首里城正殿等仕様書第2条3)を以下のとおり修正します。 「<u>「維持管理」とは、本仕様書第12条<業務内容>（1）に定める業務をいう。</u>」</p>

9	<p>該当箇所：管理運営仕様書（首里城正殿等） P22 第22条5</p> <p>5 「・・・次の「首里城公園における防災センター機能の役割分担の考え方」に基づき別途消防計画を作成すること。」とありますが、消防に提出している消防計画という認識でよいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
10	<p>該当箇所：管理運営仕様書（首里城正殿等） P25 第23条5）</p> <p>事故発生時の報告事項として「5）人身事故の場合は、医師の診断結果」とありますが、医師の診断結果は個人情報が含まれる場合があるため、必ず取得できる情報ではありません。確認できる範囲で「傷病の程度」を確認するという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>医師の診断結果が取得できない場合は、負傷した部位、種類、程度を確認の上、報告をしてください。</p>
11	<p>該当箇所：管理運営仕様書（首里城正殿等） P31 第37条3、4</p> <p>現指定管理期間で発券した園外販売券及び年間パスポート引換券が次期指定管理期間で使用された場合の精算で使用する金額について、令和5年2月1日時点の料金額としているため、料金設定が次期指定管理で大幅に変わった場合、その差額を現指定管理者が負担することになります。</p> <p>しかし、料金設定は基本的に条例に則った設定であり、いつ条例改正が行われるかも現指定管理者には把握できず、その差額を現指定管理者が負担するのは合理性に欠けると考えられます。条例改正に伴う料金設定変更が行われる場合、その差額は沖縄県が負担すべきではないでしょうか。</p> <p>また、次期指定管理者の裁量による料金値上げに対しその差額を現指定管理者が負担することも合理性に欠けると考えられるため、令和5年1月31日時点の料金額で精算すべきではないでしょうか。</p>	<p>首里城正殿等仕様書第37条3号を以下のとおり修正します。</p> <p>「・・・。なお、一般料金額は、<u>令和5年1月31日時点</u>での金額とする。」</p> <p>首里城正殿等仕様書第37条4号を以下のとおり修正します。</p> <p>「・・・。なお、年間パスポート料金額は、<u>令和5年1月31日時点</u>での金額とする。」</p>

12	<p>該当箇所:要求水準書(首里城正殿等) P 2 第4条(1)3)</p> <p>3) 清掃管理の「御庭磚瓦のモップによる水拭き清掃を毎日行う」とありますが、御庭は工事エリアではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、御庭は管理区域外であるため、首里城正殿等要求水準書第4条(1)3)の文中、「<u>園路においては入場者の動線となる御庭磚瓦のモップによる水拭き清掃を毎日行う。</u>」を削除します。</p>
13	<p>該当箇所:要求水準書(首里城正殿等) P 3 第4条(2)3)</p> <p>3) 安全点検の法令に基づく項目に「昇降機」がありますが、現在首里城正殿等に昇降機の設置はありません。誤りではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、現在、昇降機設備はないため、首里城正殿等要求水準書第4条(2)3) ①法令に基づく項目のうち「<u>昇降機</u>」を削除します。</p>
14	<p>該当箇所:要求水準書(首里城正殿等) P 5 第8条(2)⑥</p> <p>「⑥ ガイドツアーは1日6回程度とする」とありますが、現状は1日2、3回です。6回程度とする根拠を示してください。(火災前は建物館内のみのツアーが1日6回だったことが根拠だと思料)</p>	<p>仕様書記載のとおりです。今後、復元整備工事の進捗に合わせて普及啓発業務を強化する必要があり、特にガイドツアーについては火災前サービス水準までの回復を想定しています。</p>
15	<p>該当箇所:要求水準書(首里城正殿等) P 6 第8条(3)</p> <p>現在、世誇殿はモニター展示、女官居室は売店になっているようですが、展示業務について、公園内施設の展示方針や使用方法についてお示しください。</p>	<p>国の「首里城復興全体展示・公開計画」において、世誇殿、復興展示室、女官居室の役割を次のとおり位置づけており、県も同様の位置づけで考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世誇殿：歴史文化や奥の世界を紹介する場 ・復興展示室：復興・復元の更新情報、進行状況を発信する場 ・女官居室：首里城をおさらいし、買い物や食を楽しむ場
16	<p>該当箇所:要求水準書(首里城正殿等) P 5 第8条(4) 表:首里城による琉球王朝の歴史文化を発信する行催事</p> <p>「2. 年間を通じて実施する行催事」に、中秋の宴、朝拝御規式、百人御物参の記載がありますが、これら行催事の主な実施場所が管理区域ではない御庭となるため、誤記載ではないでしょうか。</p>	<p>首里城正殿等要求水準書に明記している行催事は、従来、実施されてきた行催事であり、可能な範囲で行催事を提案して下さい。</p>

17	<p>該当箇所: 県営首里城公園管理仕様書 別添2 供用設備管理協定書</p> <p>資料-3 管理負担額の算出方法について、国と県に分けて負担割合を示していますが、県の管理エリアでも、首里城正殿等・県営公園で会計が分かれているため、3エリア(国、県(首里城正殿等、県営首里城公園))の按分が必要かと思われます。ご提示願います。</p>	<p>首里城正殿等に係る負担は、国負担として整理しております。</p>
18	<p>該当箇所: 申請書類様式 第3-8号様式</p> <p>第3-8号様式の提出枚数は「4以上」とありますが、4人以上の部門責任者の配置が必須であるのかご教示下さい。</p>	<p>首里城正殿等仕様書第13条2(2)のとおり、2部門以上を設け、2名以上の業務部門責任者が必要と考えていることから、2人以上の配置を必須とします。</p> <p>第3-8号様式の提出部数は「<u>適宜</u>」に修正します。</p> <p>あわせて、第3-7号様式の提出部数についても「<u>適宜</u>」に修正します。</p>
19	<p>該当箇所: 申請書類様式 第4-3号様式</p> <p>利用者の安全確保についての提案様式になっているため、当様式に仕様書第22条安全管理、第23条安全確保、第24条救急対応、第25条災害時、異常時等の対応を踏まえた内容の記載をすべきだと思いますが、そういった記載はありません。踏まえるべき条項として記載すべきではないでしょうか。</p>	<p>第4-3号様式の記載において踏まえるべき書類については、以下のとおり修正する。</p> <p>「<u>首里城正殿等仕様書第12条<業務内容>(1)-(2)、第22条～第25条及び首里城正殿等要求水準書第4条-(2)並びに県営首里城公園仕様書7-(5)、10、14-⑧</u>を踏まえ、「利用者の安全の確保(安全衛生管理、防災・災害時対応等)」の基本的考え方と具体的取組についてご提案ください。以下、必ず提案する項目としてください。」</p>
20	<p>該当箇所: 申請書類様式 第4-4号様式</p> <p>入場料收受等に関する提案様式となっていると思いますが、踏まえるべき仕様書第12条-(2)は安全衛生管理に関する内容となっています。また、首里城正殿等要求水準書第8条は運営管理として「入場料收受」「首里城復興普及啓発業務」「復元整備に関する展示解説等業務」など管理運営全般が含まれています。踏まえるべき仕様書・要求水準書に間違いはないでしょうか。</p>	<p>第4-4号様式の記載において踏まえるべき書類については、以下のとおり修正する。</p> <p>「<u>首里城正殿等仕様書第10条-2、第12条<業務内容>(2)-①及び首里城正殿等要求水準書第8条並びに県営首里城公園仕様書8-(3)</u>を踏まえ、「入場料收受」等の基本的考え方と具体的取組についてご提案ください。以下、必ず提案する項目としてください。」</p>

21	<p>該当箇所：申請書類様式 第4-4号様式（入場料收受等）</p> <p>「県営首里城公園仕様書8-(3)を踏まえ、」とありますが、同項は駐車場業務の内容でしょうか。また、本申請様式に仕様書8-(4)制限行為の許可に対する利用料金收受の内容は記載不要でしょうか。</p>	<p>県営首里城公園仕様書8-(3)は、都市公園条例第25条に規定する利用料金となり、駐車場業務に加え、制限行為の許可に対する利用料金等の收受についても記載いただく必要があります。</p>
22	<p>該当箇所：申請書類様式 第4-10号様式</p> <p>「首里城正殿等の行催事」については、募集要項の「第4 業務上の留意事項」のうち、「3 首里城正殿等の行催事の実施について」と「4 沖縄固有の歴史・文化に関わる行催事の実施について」を踏まえた内容の記載をすべきだと思いますが、そういった記載はありません。踏まえるべき条項として記載すべきではないでしょうか。</p>	<p>第4-10号様式の記載において踏まえるべき書類については、以下のとおり修正する。</p> <p>「<u>募集要項第4-3、-4</u>、<u>首里城正殿等仕様書第12条-2、-4</u>及び<u>首里城正殿等要求水準書第8条-4</u>を踏まえ、「首里城正殿等の行催事」の基本的考え方と具体的取組についてご提案ください。以下、必ず提案する項目としてください。」</p>
23	<p>該当箇所：申請書類様式 第4-13号様式（首里城正殿等及び県営首里城公園のスタッフ教育（安全対策の研修）の基本的考え方と具体的取組）</p> <p>他の事業計画書申請書類様式は「募集要項第○・仕様書○条・要求水準書○条を踏まえ」といった記載がありますが、同様式には記載がありません。踏まえるべき条項があればお示しください。</p>	<p>第4-13号様式の記載において踏まえるべき書類については、以下のとおり修正する。</p> <p>「<u>首里城正殿等仕様書第13条及び第32条8</u>を踏まえ、常に利用者サービスの向上を図るための「スタッフ教育」の基本的考え方と具体的取組についてご提案ください。以下、必ず提案する項目としてください。」</p>
24	<p>該当箇所：申請書類様式 第4-16号様式</p> <p>「※支出項目・科目は、あくまでも例示であり、必要に応じて適宜追加・修正してください。」とありますが、別添資料10のⅢ.サービスの安定性評価（財務状況）に示されている項目（現指定管理と同様）を採用しても良いでしょうか。</p>	<p>不可。支出項目・科目は経費毎に明記いただく必要があります、例えば「光熱費・雑費等」の項目は細分化し、積算内訳が分かる資料を添付願います。</p>

25	<p>該当箇所：申請書類様式 第4-17号様式（県営首里城公園収支計画書）</p> <p>県営公園の収支計画表にも自主事業に関する収支報告が求められていますが、現業務では自主事業に関する収支は求められていません。自主事業は本来、指定管理者の責任の範囲で行う事業なので、納付金についての定めのない県営公園に関しては報告しなくてもよいのではないかと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>また、収入4「他の会計からの繰り入れ」として備考欄に「自主事業収入等（自動販売機収入を除く）」と記載されていますが、「自主事業収入等」とは何を示しますか。</p>	<p>① 提案いただく自主事業の実現性等を評価するため、県営首里城公園についても、収支計画を求めています。</p> <p>② 「自主事業収入等」とは、備考欄に記載のとおり、県営首里城公園に係る自主事業収入（自動販売機収入を除く）等の他の会計からの収入になります。</p>
----	---	---